株式会社筑邦銀行

事業再生に向けた積極的な取組みの公表について

~ 再生支援取組み実績(個別事例)~

株式会社筑邦銀行では、「地域密着型金融推進計画」に基づき実施している事業再生に向けた積極的な取組みとして、再生支援取組み実績(個別事例)を公表いたします。

支援先企業の概要

業種 運輸業

・創業後年数

42年 |・企業規模

中小企業者(注1)

経営支援前の企業の状況

倉庫業を兼ねる運輸業者として地域のトップ企業。輸送貨物と荷主の確保のため倉庫の取得に 積極投資し業容を拡大してきたが、年商を上回る有利子負債や、主要取扱貨物の出荷額減少に 伴う減収減益により資金繰りにも支障が生じていた。

経営支援概要

< 当行の施策 >

- ・取引金融機関が6行あり、金融機関の調整が困難であったことから中小企業再生支援協議会に相談。中小企業再生支援協議会の支援を得て再生計画策定及び取引金融機関協調による既存借入金のリスケジュールを行った。
- ・中小企業再生支援協議会の助言により、中小企業支援センターを活用し支援先企業の運送、 倉庫業務効率化のために、管理システムを導入し経営の効率化を図った。
- ・経営者と組織運営の見直しについて論議を重ね、出来得る限りオーナー型経営から組織経営 への転換を助言した。
- ・取引金融機関と連携してモニタリングを継続している。

< 当該企業の施策 >

- ・経営改善を統括するプロジェクトチームの結成。
- ・新たな荷主を確保するための営業強化。
- ・経営管理及び財務管理を強化するための人材確保。
- ・非効率な倉庫の売却検討。

経営支援後の企業の状況

- ・中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画の返済計画に基づき、取引金融機関に対す る弁済の履行。
- ・倉庫部門の収益力増強のために営業及び管理面を強化。
- ・非効率な倉庫の売却交渉に着手。
- ・運行状況管理の一元化による効率的な配車体制の検討。
- ・事務部門の効率化等による固定費の更なる削減。

(注1)中小企業者の範囲及び用語の定義(中小企業基本法第2条第1項各号)

資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第4号までに揚げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社 及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

資本の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社 及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

資本の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社 及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの